



お知らせのコーナー

募集

特定公共賃貸住宅および町営住宅等の入居者募集

- 特定公共賃貸住宅
- 募集戸数および場所
 - 東和地区沖家室住宅 1戸
 - 橘地区おれんじヒルズ 4戸
- 入居資格
 - ・入居しようとする方全員（申込家族）の控除後の所得の合計額が月額で15万8千円を超え48万7千円以下
 - ・自ら居住するための住宅を必要としている人
 - ・地方税完納者
 - ・公営住宅家賃完納者

○町営住宅等

- 募集戸数および場所
 - 久賀地区八幡住宅 1戸
 - 久賀地区新開青木住宅 1戸
 - 久賀地区山下浜住宅 1戸
 - 久賀地区西ヶ原住宅 1戸
 - 大島地区五反田住宅 1戸
 - 大島地区第二中塚住宅 1戸
 - 大島地区小田住宅 1戸
 - 橘地区おれんじヒルズ 1戸
 - 橘地区栄住宅 2戸
- 入居資格
 - ・入居しようとする方全員（申込家族）の控除後の所得の合計額が月額で15万8千円以下（ただし、高齢者・障害者等の世帯は21万4千円以下）
 - ・同居しようとする親族がある人（単身者向けを除く）
 - ・現に住宅に困窮していることが明らかでない人
 - ・地方税完納者
 - ・入居者または同居者が暴力団員でないこと
 - ※高齢者（昭和31年4月1日以前に生まれた方）、障害者等は単身でも申し込みできます。ただし、日常生活（歩行、自炊及び食事、着脱衣、入浴、排泄等）に支障がある方は、入居申込みはできません。

・入居者または同居者が暴力団員でないこと
 ※持ち家のある方は、入居申し込みはできません。

害者等の世帯は21万4千円以下）

- 申込期間
 - 11月15日(木)～30日(金)
 - 選考方法
 - 応募者多数の場合は、公開抽選をして決定します。なお、申込締切日に応募のない住宅については、4週間に限り先着順で申込みの受付を行います。
 - 家賃
 - 所得に応じて決定します。
 - 入居予定
 - 平成25年1月上旬以降
- ※申し込み方法などの詳しいことは、生活衛生課公営住宅

配偶者やパートナーからの暴力(DV)は、一人で悩まず、相談を！

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者やパートナーなどからの暴力のことです。「殴る」「蹴る」といった身体的暴力だけではなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力などもDV被害の対象となります。DVは、深刻な人権侵害であり、決して許されるものではありません。山口県男女共同参画相談センターでは、電話相談のほか、弁護士、医師等による専門相談や、一時保護、各種情報の提供を行っています。（秘密は厳守します。）配偶者からの暴力(DV)に関する相談は下記連絡先までご相談ください。

◆問い合わせ

- 山口県男女共同参画相談センター
 - ☎083(901)1122(相談専用)
- DVホットライン(緊急用)
 - ☎0120(238)122
- 福祉課
 - ☎0820(77)5505
- 政策企画課
 - ☎0820(74)1007

お知らせ

非常時保存食の試食をしてみませんか

地震や水害等の災害発生時、公的な災害援助として支給される食糧などは、住民の

■問い合わせ
 生活衛生課
 ☎0820(79)1010